

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成24年1月27日

審査機関名 ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	もやし栽培排水からの排熱回収利用による省エネルギー事業
排出削減事業者名	オシキリ食品株式会社
排出削減共同実施事業者名	財団法人北海道環境財団 (その他関連事業者名:なし)
事業実施場所	オシキリ食品株式会社当別工場 (〒061-0200 北海道石狩郡当別町若葉7番地62)
事業の概要	もやし栽培時における散水後の排水熱を専用排熱回収装置により回収し、回収した熱をもやし栽培に還元し、もやしの発芽、育成に使用して化石燃料を削減させ、CO2削減を達成する。
排出削減量の計画	1,201 tCO2/年 (事業実施期間合計 2,402 tCO2)
国内クレジット 認証期間	開始日 2011年 4月 1日 終了予定日 2013 年 3月 31日
排出削減方法論	方法論番号018-A 回収した未利用の排熱への熱源の切り替え

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されたことを、事業サイトを訪問して既存設備設置場所及び新設設備の設置場所をサイトの視察、レイアウト図等により特定し確認した。 事業実施サイトの場所:オシキリ食品株式会社当別工場 住所:〒061-0200 北海道石狩郡当別町若葉7番地62

	事業実施サイトの視察日付：2012年1月18日
追加性を有すること	<p>1) 法的義務のないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業が実施されない場合は排熱回収装置がなくても既存の重油焚ボイラーが継続利用可能であることを質問、関連資料の閲覧及びサイトの視察時の既存設備製造年月、法定耐用年数等により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、当排出削減事業の入手した根拠資料、質問及び検算により全体で投資回収年数が3年以上であることを確認した。 投資回収年数の計算結果は、関連データと突合することにより正確性を確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 食品製造業界は、3年以上の経営計画を立てるのが難しく、金融機関からも経営計画以内、すなわち3年以内に回収可能な投資が一般であるとの実態を考慮すると、3年を越すという通常の判断基準より長い回収期間を要する本事業は、国内クレジット制度によるクレジットの期待なくして実施する事は難しいと判断できる。また、この投資回収年だけでなく、国内クレジットへの取り組みにより、本排出削減事業者の環境への姿勢をアピールできる効果が期待でることが、投資決定の一因となっている。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>排出削減事業者及びその他関係者への質問等により当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認している。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>本排出削減事業は、承認済み排出削減方法論018-Aに基づき排出削減量を計算している事を確認している。 方法論の適用条件を満たしていることを下記のとおり確認した。 【方法論番号018-A】</p> <p>1) 本排出削減事業は、承認済み排出削減方法論018-Aに基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。 適用条件1：設備仕様書の確認、サイトの視察、事業者への質問</p>

	<p>等により、事業実施前の熱源設備から回収した未利用の排熱への熱源の切り替えを確認した。</p> <p>適用条件2：設備仕様書の確認、サイトの視察、事業者への質問等により回収する未利用の排熱は熱交換器で回収することを確認した。</p> <p>適用条件3：設備仕様書の確認、サイトの視察、事業者への質問等により回収した未利用の排熱を利用しなかった場合、事業実施前の熱源設備を継続して利用できることを確認した。</p> <p>適用条件4：設備仕様書の確認、サイトの視察、事業者への質問等により回収した未利用の排熱を自家消費していることを確認した。</p> <p>2) ベースラインの設定について、事業実施後の回収熱量から推算しているが、事業実施後の熱量は熱媒体の流量の把握が容易であり、その選択は適切であると判断される。ベースラインシナリオの適切性について、サイトの視察、事業者への質問等によって確認している。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、リーケージの特定(発生なし)、排出削減量、モニタリング方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連データにより確認した。</p> <p>尚排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間は、いずれの設備も法定耐用年数の2倍を超えていないことを確認している。</p>
--	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

- 現地妥当性審査に於いて、是正が必要な事項が検出されたが、それらは全て適切に処置された事を確認した。

以上